

令和7年度 第1回門真市社会教育委員会議 議事録

会議名称	令和7年度第1回門真市社会教育委員会議
開催日時	令和8年3月26日(水)午後1時～
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	(委員) 萩原委員・木下委員・大見委員・橋委員・ 麻谷委員・北野委員 (事務局) 山部長・西岡次長・清水課長・中村課長補佐・西口課長補佐 濱田主任・清水主任・佐藤主査・大野係員
案件	1. 社会教育関係団体への補助金等の交付について 2. 門真市社会教育関係団体の登録認定について 3. 諸報告

【事務局】

それでは定刻となりましたので、令和7年度第1回門真市社会教育委員会議を開催いたします。  
開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。【資料確認】

まず、会議の次第でございます。

次に、「配席図」でございます。

次に、「門真市社会教育委員名簿」でございます。

資料1 「関連法令抜粋」

資料2 「令和7年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」

資料3 「社会教育関係団体の登録に関する要綱」

資料4 「門真市社会教育関係団体について」

資料5 「門真市社会教育認定団体一覧」

資料6 「門真市社会教育関係団体登録 申請団体一覧」

資料7 「諸報告」

以上です。

資料に不足はございませんでしょうか。

不足等がある場合は挙手にてお知らせください

次に、本日ご出席いただいている委員のみなさまを名簿順にご紹介いたします。

資料のうち委員名簿をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学名誉教授の <sup>はぎはら まさや</sup> 萩原 雅也 委員でございます。

大阪大谷大学特任教授の <sup>きのした</sup> 木下 みゆき 委員でございます。

大阪府立門真西高等学校校長の<sup>おおみ しんいち</sup>大見 真一 委員でございます。  
門真市立小・中学校長会より、門真市立沖小学校校長の<sup>たちぼな ともぶ</sup>橘 朋伸 委員で  
ございます。

門真市人権擁護協会の<sup>あさたにきよみつ</sup>麻谷清光 委員でございます。  
門真市青少年指導員の<sup>きたの やすお</sup>北野 泰男 委員でございます。

皆様、本日はよろしくお願ひいたします

なお、横山委員につきましては本日ご欠席のご連絡をいただいております。

次に事務局の出席者を紹介いたします。

市民文化部長の山でございます。

市民文化部次長の西岡でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

生涯学習課課長補佐の西口でございます。

生涯学習課課長補佐の中村でございます。

生涯学習課主任の濱田でございます。

生涯学習課主任の清水でございます。

生涯学習課主査の佐藤でございます。

生涯学習課の大野でございます。

皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

門真市社会教育委員会議運営要領におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。

本日は委員7人中、6名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の進行については、お手元の次第のとおりでございます。

なお、門真市社会教育委員会議運営要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、議長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

それでは、以降の進行について、萩原議長にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

#### 【議長】

(議長挨拶)

それでは、案件1：社会教育関係団体への補助金等の交付について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

案件1「社会教育関係団体への補助金等の交付について」、関連する法令等を交えてご説明いたし

ます。

資料1「関連法令等抜粋」をご覧ください。

社会教育法第13条、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならない」との規定に基づき、委員のみなさまにご意見をお伺いいたします。

また、社会教育法第12条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的な支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」とありますが、交付予定の補助金は社会教育関係団体の行う事業に対し補助するもので、補助金交付によって不当に統制的な支配を及ぼすものではなく、その事業に干渉を加えるものでもございません。

更に、本来、憲法第89条において、「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」に対して公金の支出は禁止されておりますが、過去の中央教育審議会の答申において、憲法にいう「教育の事業」に該当しない事業として、資料の一番下「補助対象の範囲等」に記載しております、ア～クの事業のとおり示されております。

資料2「社会教育関係団体 補助金等交付一覧」をご覧ください。資料に掲げる社会教育関係団体への補助対象事業につきましては、ア～クの事業のいずれかに該当することから、憲法第89条にも抵触しないものと認識しております。

なお社会教育関係団体への補助金交付については、次の案件である「門真市社会教育関係団体の登録」の有無にはかかわりません。先ほどご説明申し上げました、社会教育法第12条や憲法第89条など、法的な観点から見て、これらの規定に抵触していないかどうか確認し、あくまで主として社会教育活動を行う団体に対し補助金を交付いたします。

それでは、あらためて資料2をご覧ください。

令和8年度の補助金等交付予定の団体、補助対象事業、補助対象経費、予算等を記載しております。上から順に読み上げさせていただきます。

はじめに、門真市PTA協議会の「研究発表大会事業」・「生活指導委員会講演会事業」・「文化交流委員会事業」に対し、門真市PTA協議会補助金として、20万円予算計上しております。

各小学校区青少年育成協議会の「青少年の健全育成を目的に実施する校区パトロール活動に関する事業」・「青少年の健全育成を目的に実施する校区清掃活動に関する事業」・「青少年の健全育成にかかる研修及び啓発活動に関する事業」・「その他青少年の健全育成に関する事業」に対し、各小学校区青少年育成協議会補助金として、17万5千円予算計上しております。

門真市スポーツ少年団の「門真市スポーツ少年大会事業」に対し、門真市スポーツ少年大会補助金として、8万円予算計上しております。同じく門真市スポーツ少年団の「本部事業」に対し、門真市スポーツ少年団本部事業補助金として3万円予算計上しております。

門真市スポーツ協会の「研修会事業」に対し、門真市スポーツ協会補助金として、2万円予算計

上しております。

門真市校区体育祭実行委員会の「門真市校区体育祭事業」に対し、門真市校区体育祭補助金として合計で63万円予算計上しております。算出の根拠としましては、8年度において校区体育祭の実施を予定されている校区について世帯数に比例した額により算出しております。

門真市文化協会の「文化芸術事業」に対し、門真市文化協会補助金として、15万円予算計上しております。

最後に、門真市青少年育成協議会連合会の「青少年の健全育成を目的に実施する研修及び啓発活動に関する事業」、「青少年の健全育成に関する事業」に対し、門真市青少年育成協議会連合会補助金として、10万円予算計上しております。

いずれの団体も補助対象経費につきましては、補助対象となる事業の実施に要する経費となっておりますが、総会や懇親会、役員の報酬及び食糧費は補助対象外となります。

また、交付の上限額については予算の範囲内となっております。以上でございます。

**【議長】**

ありがとうございました。それでは、案件1「社会教育関係団体への補助金等の交付」について、ご質問やご意見はございますか。

**【委員】**

校区体育祭の世帯数や補助金等について具体的に教えていただきたいです。

**【事務局】**

校区体育祭事業補助金につきましては各小学校区の世帯数に比例して決めさせていただいております。

**【委員】**

ということは8年度の世帯数が減ったということでしょうか。

**【事務局】**

世帯数の減少もありますが、校区体育祭を実施する校区が減ってきていることが大きいです。調査の結果令和8年度に実施する予定の校区プラス1校区で予算計上させていただいております。500世帯ごとで5000円ごとに上がるように計算しております。

**【委員】**

校区体育祭を実施する校区が減っているということですね。

**【事務局】**

各校区でコロナ期間のため3～4年校区体育祭が実施できなかったようです。また、お手伝いしてた人の高齢化で準備の負担が大きいのも減少の一因となっているようです。

**【議長】**

北野委員がご質問なされた意図は令和7年度の予算が170万円で令和年度予算が63万円で三分の一になっているのでその根拠をお願いしますということではないでしょうか。

**【事務局】**

令和7年度はすべての校区がやる予定で予算計上させていただいておりましたが、実績が減っていたため調査をいたしました。令和8年度は3校区が校区体育祭を実施予定ということでお伺いしております。

**【副議長】**

校区体育祭以外にも門真市スポーツ少年大会補助金、門真市スポーツ少年団本部事業補助金、門真市青少年育成協議会連合会が令和7年度より減っていますが、これも実績に応じた8年度予算ということによろしいでしょうか。

**【事務局】**

スポーツ少年団の補助金につきましては、団体が市に負担をかけないように補助金をできるだけ使わないよう努力していただいています。実績も減っているため団体と協議した上で、予算計上させていただいております。

**【副議長】**

協議済みということで承知いたしました。

**【事務局】**

門真市青少年育成協議会連合会に関しましては令和7年度は15万円計上しております。例年は予算10万円で市民決起大会させていただいておりましたが、令和7年度以前はコロナ渦により開催できなかった期間が長かったため、力を入れて開催したいということでしたので15万円計上させていただいております。

**【議長】**

他はいかがでしょうか。

**【委員】**

門真市校区青少年育成協議会補助金について補助金の交付が遅いというケースがあるという声を聞いておりますが、もう少し早く交付できるものでしょうか。

**【事務局】**

補助金の申請に対して交付が遅れていることについて、ご迷惑をおかけしております。補助金交付につきましては、門真市校区青少年育成協議会補助金交付要綱に基づき、交付申請を毎年9月末までに提出いただき、審査のうえ交付することとなっておりますが、校区によっては事業の実施が9月より前の場合もあるかと思いますので、その場合は事業の実施までに申請いただけましたら、速やかに審査し、補助金を交付できるよう、担当課として対応してまいります。

**【委員】**

9月末より早く出してもよいという解釈ですね。ありがとうございます。

**【議長】**

参考までにお伺いしたいのですが現在門真市の小学校区はいくつあるのでしょうか。

**【事務局】**

4月からは11校区と義務教育学校が1校となります。

**【議長】**

ということは校区体育祭の交付先の総数は11であり、実際の実施がそれよりも少ないため令和8年度の予算が63万円ということでしょうか。

【事務局】

11校区にお伺いさせていただきましたところ3校区が実施予定とのことでした。そこに1校区分を足した4校区分で予算計上させていただいております。4校区以上に増えた場合につきましても財政部局と調整済みです。

【議長】

門真市校区青少年育成協議会の補助金は11校区ではなく7校区なのはなぜでしょうか。

【事務局】

実際はもう少し活動されている校区もありますが、市に補助金の申請を提出されているのが6校区で、プラス1校区で7校区分の予算を計上しております。

【議長】

ありがとうございます。来年資料を作成いただくときは実績額を入れていただけると、次年度の予算の根拠がわかりやすいかと思います。

他にご意見はございますか。とくにご意見がないようでしたら、この交付については異議なしということにさせていただきたいと思います。

それでは、案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」についてご説明いたします。

資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料4「門真市社会教育関係団体について」、資料5「門真市社会教育関係団体登録 団体一覧」、資料6「門真市社会教育関係団体 申請団体一覧」をお手元にお出しください。

まず、資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料4「門真市社会教育関係団体について」をご覧ください。

本制度は、学習や文化、スポーツ、ボランティア活動など、自主的、自律的な活動を行っている団体を対象に、その活動を活性化し支援する基盤の整備をすること、そしてそれらをとおり市全体の生涯学習の発展・振興を図ることを趣旨としております。

登録要件としては、社会教育活動をしており、資料3の要綱第2条に掲げる要件を満たすことが必要であるため、社会教育法第10条において規定されております、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」という、社会教育関係団体の定義に当てはまる団体であっても、要件を満たさないなどの理由により登録されていない団体もいらっしゃいます。

なお、本制度に登録していただくことのメリットといたしましては、資料4の下部にある枠かこ

みの①市内公共施設使用料の減免、②市と団体相互の情報発信、③今後の連携に繋げるためのネットワーク作りなどがございますので、本制度をとおした社会教育の振興のため、要件は満たしているものの登録されていない団体への声掛けや、ホームページへの掲載などを通じて、引き続き本制度の促進を図ってまいります。

団体登録にあたりましては、資料3の第3条に定めておりますとおり、申請書に加え、団体の規約又は会則、役員・会員名簿、事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算書を提出していただいたうえで、社会教育委員会議に諮り登録を認定されることが必要であり、現在門真市社会教育関係団体として登録されている団体は、資料5でお示ししております23団体でございます。

登録の有効期間は登録証の交付の日から3年以内であり、有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は更新手続きをしていただく必要がございます。

この度、令和8年3月31日をもって登録有効期限を迎える団体は6件あり、5件の団体から更新の申請がありました。当該団体については資料6でお示ししております。

つきましては、資料3「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」の第4条、「登録の可否については社会教育委員会議に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

なお、申請のあったすべての団体について、登録の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

資料6をお手元にお出しください。

上から順に申請のありました団体名を読み上げさせていただきます。

まず「門真市青年協会」、次に「門真市空手道協会」、次に「NPO法人門真はすねクラブ」、次に「門真市立第三中学校PTA」、最後に「門真市立速見小学校PTA」の計5団体でございます。

それぞれ団体の目的や活動実績等も記載しておりますので、参考までにご覧ください。それでは、全ての団体が登録要件を満たしておりますので、このまま登録の決定の手続きを進めさせていただいてよろしいか、ご意見をいただけたらと思います。

#### 【議長】

ありがとうございました。ただ今、案件2「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局より説明していただきましたが、ご意見やご質問はございますか。

#### 【副議長】

門真市音楽協会が社会教育関係団体登録の更新申請をなさらなかった背景は有りますでしょうか。

#### 【事務局】

門真市音楽協会は解散されました。

#### 【議長】

他にご意見などございますでしょうか。

**【委員】**

子どもエリマネチームが去年登録認定されたということですが、今年度は新規の申請はございませんでしょうか。あるいは申請があったが認定されていない団体はありますでしょうか。

**【事務局】**

今回新たに登録申請を受けた団体はございません。また、申請したにもかかわらず認定されていない団体もございません。

**【議長】**

音楽協会の活動が厳しくなった理由などは聞いておりますでしょうか。

**【事務局】**

特にお伺いしておりません。

**【議長】**

コロナ渦で活動が止まった社会教育のサークルや団体は活動再開するのが難しいということはよくお伺いしております。コロナ渦明けの地域活動の実態がどのようであるのか、どの辺がしんどいか折に触れて聞いていただいて、あるいは施設で活動されている団体にアンケートをしていただく等して今後社会教育関係団体をどのようにバックアップしていくか考えていくべきかもしれませんね。地域の結びつきが希薄化し高齢化が進んで子どもの数が減っていくとなると校区主体でやるだけではしんどくなるかとおもいます。その辺は時間をかけて調べていただいてどういうサポートが必要か門真市の方でもご検討いただければいいと思います。

**【議長】**

他にご意見、ご質問ないようでしたら、異議なしということで登録の決定の手続きを進めていただくということで、よろしく願いいたします。それでは次に、事務局より案件3諸報告について説明をお願いいたします。

**【事務局】**

事務局より3点ご説明いたします。資料7をご覧ください。

本市の社会教育施設は市長の所管となっており、社会教育委員会議の所管外ではありますものの、これまで各般にわたりご意見を頂いておりましたので、各施設の状況について、ご報告いたします。

まず1点目は、古川橋駅北側に本年5月開館する図書館と文化会館の複合施設「文化創造図書館KADOMADO」の指定管理者の選定についてです。

指定管理者として選定したのは「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社」でございます。

事業者につきましては、令和2年の「現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業」での選定時から、設計支援業務や開館準備業務を通じて、指定管理者としての事業遂行能力等を審査しており、他社では複合施設の指定管理が極めて困難であると考えられることから、非公募による選定となりました。

指定期間は開館前の準備を含め、令和8年2月1日から令和13年3月31日までの5年2か月間となります。

2点目は「門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ指定管理者の選定」についてです。

現在の指定管理期間が本年度末をもって終了することから、来年度より引き続き指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者選定を行った結果、特定非営利活動法人トイボックスに選定いたしました。

昨年度の候補者選定にあたって、門真市立門真市民プラザにおいて、近く小学校跡地への移転を予定しており、移転後の施設のあり方等について十分な検討が必要であることから、その結果が出るまでの間は暫定的に管理を継続する必要があるため、1年間、現指定管理者に対して非公募にて選定を実施いたしました。移転先の新施設の設計を進める中で、耐震診断・耐震補強設計の追加により実施設計期間が約5カ月延長となったことに伴い、開館時期が当初の想定より1年後ろ倒しとなったことにより、引き続き暫定的な管理が必要となったことから、昨年度同様、現指定管理者に対して非公募での選定となりました。

指定期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となります。

最後に、昨年度新たに社会教育関係団体として登録された「子どもエリマネチーム未来社会塾」の今年度の活動についてです。

今年度、当団体から報告を受けた主な取り組みをご紹介します。

まず初めに「未来社会塾ロゴ制作」についてです。「わたしと門真」をテーマに門真の好きなところを子どもたちがアートで表現するワークショップを実施しました。そのアート作品と子どもたちの意見をもとにデザイナーがこちらのデザインを作成されたようです。このロゴには子どもと社会が互いに学び合い、未来を紡ぐ「未来社会塾」の理念そのものを表すものであるとお伺いしております。

続いて、3月6日に実施されました速見小学校と明誠高校北大阪 SHIP での共催事業「門真の虎」でございます。

子ども達が門真の地域課題の解決策について地元企業の社長に予算を含めたプレゼンテーションし、実際に採用された企画については未来社会塾で実施していくという形のイベントを開催しました。

子どもたちからは「まちをきれいにしたい」「安心・安全なまちにしたい」「緑であふれるまちにしたい」というような、門真の地域課題を解決するための6つのアイデアのプレゼンテーションが行われたとのことでした。

事務局からの報告は以上でございます。

#### 【議長】

事務局より報告がありましたがこれについて意見はございませんでしょうか。

#### 【副議長】

指定管理者のトイボックス関連で質問させていただきたいのですが、イズミヤの3階でやっていた子どもの居場所関係の事業は今後も実施するのでしょうか。

#### 【事務局】

イズミヤにございますのは「子ども LOBBY」というこども政策課が実施していた子どもの居場所事業

なのですが今年度をもって閉鎖となります。「子ども LOBBY」事業としては今後こども部の方で検討されるというようにお伺いしております。

【副議長】

部署が違うということすみません。ありがとうございます。図書館関係でご報告がございますがよろしいでしょうか。

【議長】

どうぞ

【副議長】

私は図書館協議会にも関わらせていただいております。指定管理者の CCC は KADOMADO が完成してから指定管理者になるのではなくて令和 7 年から門真市図書館を運営するという形をとっています。この形式を導入したことで市から指定管理者への引継ぎがかなりスムーズになったことを司書の方にお伺いしており安心しております。

【議長】

子どもエリマネチームの活動資本は市の補助金でしょうか。それとも自己資金でしょうか。

【事務局】

こちらは市の補助金ではなく事務局の企業が費用負担をしてお伺いしています。

【議長】

地元企業の社会貢献の一環としてされているということですね。社会教育関係団体では企業の活動のイメージはあまりありませんが面白いですね。今後も注目していきたいですね。

【議長】他にご意見等ないようでしたら、これをもちまして、令和 7 年度第 1 回門真市社会教育委員会会議を閉会いたします。